

放送を巡る諸課題に関する検討会

第二次取りまとめ案(概要)

目次

第1部 新たな時代の公共放送	P1
第2部(1) 放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用	P5
第2部(2) 衛星放送の未来像	P18

第1部 新たな時代の公共放送

<基本的な考え方>

- 放送は、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与することを究極の目的としており、我が国においては、NHKと民間放送が、それぞれに役割を果たしながら放送サービスの充実に貢献してきたところ、昨今の視聴環境の変化に伴い、NHKが放送の補完として、インターネットを最大限活用すること、具体的には、常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性がある
- ただし、NHKが、受信料により放送を実施する目的で運営されていること等を踏まえると、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠であり、さらに、その前提としてNHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されることが必要
- そのため、具体的には、NHKの常時同時配信を実施することに伴い、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、現行のセーフガード措置の見直し、地域情報の提供の確保、他事業者等との連携・協力等の確保等について必要な措置を講ずるとともに、見逃し配信等の在り方等についても適切な検討が行われることが必要
- また、NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるため、コンプライアンスの確保、情報公開による透明性の確保、NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保等について、NHKのガバナンス改革を行うことが必要

<NHKのインターネット活用業務の在り方の見直し>

常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、以下のような措置について検討

- ① 実施基準の認可や有料業務の区分経理等の現行のインターネット活用業務に関するセーフガード措置の見直し
 - ・ 実施基準の認可の在り方、現行ではNHKが自主的に策定・公表している実施計画の位置付け、実施基準に基づいて行われる業務についての事後チェックの仕組み、受信料財源で行われるインターネット活用業務についての会計上の透明性の確保等についての見直し
- ② 地域情報の提供の確保
 - ・ 常時同時配信において、地域放送番組を当該地域に配信すること自体は、NHKに求められる一方、その際、地域制限を行うことについては、一定の合理性がある
- ③ 他事業者との連携・協力等の確保
 - ・ NHKが常時同時配信により放送番組の配信を行うに当たり、サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことが求められる
 - ・ 公正競争確保の観点から、常時同時配信を行うに当たり、市場の競争を阻害しないことの確保が必要
- ④ 見逃し配信等の在り方の検討
 - ・ 常時同時配信と併せて、一定期間の見逃し配信を提供することは、一定の合理性がある
 - ・ ただし、その実施に際し、現在有料で見逃し配信を提供しているNHKオンデマンドサービスとのサービス面、財務面での整合性等について、まずは、NHKにおいて適切に検討し、一定の結論を得ることが必要

NHKに対する国民・視聴者の信頼を確保するため、以下のようなNHKのガバナンス改革を行うことが必要

① コンプライアンスの確保

- ・ NHKの役員のNHKに対する責任の明確化
- ・ 経営委員会の監督や監査委員・監査委員会の監査等による事後チェック等の充実等

② 情報公開による透明性の確保

- ・ NHKグループに関する基礎的な情報提供等のNHKの情報公開の根拠の明確化、連結決算の公開の制度化等
- ・ NHKの意思決定プロセスの透明性の確保の在り方(理事会の議事録の内容の充実等)

③ NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保

- ・ NHKの業務、受信料水準・体系やNHKグループのガバナンス等の在り方等について、継続的に見直しが必要
- ・ 中期経営計画の策定プロセスの透明性を確保するための制度的な仕組みの構築
- ・ 計画の策定・見直し、評価・レビューの主体となるべき経営委員会をサポートする体制の充実

- 総務省においては、前章2の「NHKのインターネット活用業務の在り方の見直し」及び3の「国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革」について、制度整備等の対応について具体的な検討を行うべき。
- NHKにおいては、この制度整備等の対応に併せて、自ら、国民・視聴者や他事業者などの関係者の意見を幅広く聞きながら、
 - ・ NHKのインターネット活用業務の在り方に関し、地域情報の提供の確保、他事業者との連携・協力等の確保、見逃し配信等の在り方等について、具体的な内容・方策等を検討し、
 - ・ NHKのガバナンス改革に関し、コンプライアンスの確保、情報公開による透明性の確保、NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保等について、具体的な内容・方策等を検討するとともに、
関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上、子会社の在り方等を見直す抜本的な改革を引き続き着実かつ徹底的に進め、
 - ・ さらに、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料の在り方の見直しを進めること

が常時同時配信の実施に当たって求められる。

第2部(1) 放送サービスの未来像を見据えた 周波数の有効活用

**放送サービスの未来像を見据えた周波数の
有効活用に関する検討分科会**

- 昨年11月に策定・公表された規制改革推進会議第二次答申において、地上放送用に割り当てられた周波数の更なる有効活用が可能との指摘を踏まえ、「**総務省は、放送事業の未来像を見据え、放送用に割り当てられている帯域について、周波数の有効活用などにつき、イノベーション創出の観点等から行う提案募集(※)なども含め、検討を行う**」こととされ、その旨、「新しい経済政策パッケージ」(同12月8日閣議決定)に記載された。

※ 十分に有効利用されていない帯域を対象に、広く民間から用途の提案を募集し、イノベーション創出の観点から社会的効用の高いと考えられる提案を中心として様々なアイデアを実フィールドで実証する機会を提供し、その上で実用化の見通しが得られた場合には、周波数の割当等所要の手続きを進める方式を導入する。具体的には、まずは、V-High マルチメディア放送に利用されていた帯域を対象に、提案募集を行い、手続きを実施する。

- 上記を踏まえ、必要な検討を行うため、本年1月、総務大臣の懇談会である「放送を巡る諸課題に関する検討会」(座長：多賀谷一照千葉大学名誉教授)の下に、「**放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会**」(分科会長：多賀谷同名誉教授)を設置した。本分科会の主な検討項目は以下のとおりである。

※また、衛星については、放送の高度化に伴う衛星放送の将来的なあり方等について検討することを目的として、本分科会の下に、「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」(主査：伊東晋東京理科大学理工学部教授)を設置。

- 本分科会では、以下の4点を主な検討項目として掲げた上で、**計7回の会合において、有識者によるプレゼンテーションを中心として、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきた。**

主な検討項目

1. サービス提供の観点から見た放送の将来動向

4K・8K放送などの放送サービスの高度化、ハイブリッド・キャストなどの放送・通信融合サービスの取組状況や将来展望 など

2. 社会的役割の観点から見た放送の将来動向

信頼されるメディアとしての放送の位置づけ、災害報道・時事報道の取組、社会的観点から放送が今後果たすべき役割 など

3. ネットワーク・インフラの観点から見た放送の将来動向

移動通信サービスの現状と展望、インターネット・トラフィックの拡大、ネット配信や放送・通信融合サービスの拡大などを見据えた通信インフラの活用 など

4. 上記を踏まえた放送用の周波数の有効活用のあり方

1 放送を取り巻く環境変化

- (1) 放送を含む情報通信サービスの利用者を取り巻く環境については、近年主に以下の点において大きな変化がみられる。
 - ①光ファイバ(FTTH)の加入が3千万世帯を超え、第5世代移動通信システム(5G)の実用化も間近に迫る等、ブロードバンド環境が一層進展してきている。
 - ②4K対応テレビやインターネット接続テレビが着実に普及する等、テレビの高機能化が進展している。
 - ③これに伴い、スマートフォンやテレビ端末を通じた動画視聴の一般化など、視聴形態が多様化しつつある。
- (2) 次に、サービス提供の観点からは、放送周辺サービスについて、クラウドやCDN(コンテンツ・デリバリー・ネットワーク)の普及に伴い、海外OTT(オーバー・ザ・トップ)を始めとする動画配信サービスが相次いで登場し、グローバル規模でコンテンツ競争が起きている。これに伴い、広帯域・大容量伝送を可能とする電波利用への需要も拡大の一途をたどっている。
- (3) 一方で、通信サービスについては、事業者間競争により多種多様なサービスが実現している一方、いわゆる「フェイクニュース」のまん延等、影の部分への対処が世界的な課題となり、ネットワークの安全性についても、セキュリティの確保や輻そう対策を含む安定的運用が求められている状況にある。
- (4) また、我が国が人口減少局面を迎え、放送市場を含む我が国経済全体が伸び悩む中で放送事業者による新たなサービスが模索される一方、ユニバーサルサービスとしての放送の維持・発展も重要な課題となりつつある状況にある。

2 放送が目指すべき方向性

- 上記(1)及び(2)で述べた点を踏まえると、放送を取り巻く内外の環境を十分に考慮に入れた上で、世界最高水準の情報通信基盤を活かしたビッグデータ利活用など、新たなサービス提供にも積極的に取り組み、未来に向けて、メディア競争時代においても、放送が発展する中でコンテンツ産業も成長する、「我が国産業・経済成長への貢献」を目指すべきではないか。
- また、上記(3)及び(4)で述べた点を踏まえると、人口減少社会においても地域社会を支える観点から、質の高い地域情報基盤として、「国民への豊かで信頼できる情報の提供手段の確保」、とりわけ災害情報も含む各種情報の迅速・確実な提供とそれを支える信頼されるメディアの維持により、個人の自律の促進や民主主義への寄与が求められているのではないかと。
- 以上を踏まえると、以下の未来像を見据えた検討を行っていくことが有益ではないかと。

放送サービスの提供において、世界最高水準の情報通信基盤と近年のICTの進展を最大限に活用し、放送を通じてより多様・豊かで、質が高く、信頼できる情報が国民・視聴者に届けられるとともに、海外に向けても発信される環境を確保していくこと。

1 現状

(1) 高精細化への取組

4K放送については、衛星基幹放送(BS放送及び東経110度CS放送)において、本年12月より新4K8K衛星放送が開始される予定となっている。地上4K・8K放送については、研究開発の段階にあり、技術的課題の解決に向けた実験等の取組が進められている状況にある。

(2) 放送・通信融合サービスの進展

放送と通信の融合については、インターネット対応テレビの利用世帯が年々増加し(13.2%、2016年時点)、ハイブリッドキャスト対応端末が着実に普及する等、いっそう多くの世帯において、テレビ番組と連動した通信サービスを利用することが可能となっている。これに伴い、視聴データを活用したターゲティング広告の配信や地域医療情報の提供等を目的とした実証事業も行われつつあるが、本格的なサービス開始に至っていない。

(3) 放送番組のネット配信

放送番組のネット配信についても、有料サービスを含め、一部の事業者による取組が進められつつある(例:在京キー局を含む民放各社が提供する放送番組の無料(広告)配信サイト「TVer(ティーバー)」)。なお、米英といった先進諸国では、有料放送のシェア等我が国とは視聴環境が異なるものの、放送番組のネット配信が積極的に行われるとともに、視聴データを活用した広告配信等、通信・放送の融合に係る取組が進展しつつある。

(4) 放送コンテンツの海外展開

放送サービスの海外展開については、各放送事業者による放送コンテンツの海外販売や海外事業者との共同制作等の取組に加え、「放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)」を中心に、放送事業者等と他産業や自治体等が幅広く協働して、主にアジア諸国に向けて、我が国のブランド向上やインバウンド・アウトバウンドの拡大にも資する形での取組が進みつつある。

(5) 地域展開・配信プラットフォーム

放送事業者による地域展開については、各ローカル局の創意工夫によって視聴者のニーズに応えた地域情報の発信が行われていることに加え、一部地域においては複数事業者の番組を一括で配信するプラットフォームの動きが見られる等、地域の実情を踏まえた取組も行われつつある。

2 考え方(案)

- 経済・社会の両面で我が国が置かれている現状及び我が国ならではの高度なサービス品質に対するニーズ等を踏まえると、今後一層の高精細化や融合型サービス、視聴データの活用、同時配信を含むネットの活用、端末の多機能化を活かした高度な放送サービスを実現していくことにより、視聴者の期待に応えていくことが期待される。
- その上で、グローバルな環境変化を踏まえ、世界に先駆け、放送・通信が融合した様々なサービス提供等を通じて、放送事業者を含む多種多様なプレイヤーによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していくことが求められる。
- 上記を実現する観点から、放送サービスに関する中長期的なビジョンに基づいて、多様なプレイヤーの参画等も通じた放送市場の活性化及び周波数のさらなる有効活用に向けた道筋をつけるとともに、必要に応じて制度的措置や財政面での支援等を講じることが適当である。

1 現状

(1)放送のシステムと機能についての基本的な考え方

- 放送は、一斉同報性のある、信頼される基幹メディアとしての公共性を有しており、メディア環境が変化する中でも、社会インフラとして引き続き重要な役割を担っている。
- 放送事業者は、災害報道や地域情報の発信・取材主体としての公共的役割を担っており、あまねく受信環境を整備するため、条件不利地域を含めた中継局の設置・運用や災害時のバックアップ等の放送体制を構築してきている。
- 放送法は、マスメディア集中排除原則や外資規制等の構造的規制、番組規律等の自主的規制を規定し、放送事業者の自主自律により国民・視聴者に基本的な情報を提供することで、個人の自律の促進と民主主義の発展に寄与してきた。

(2)視聴者から見たテレビ放送

- 視聴者の観点からは、若年層に対するテレビのリーチは減少傾向にあるものの、特に受動的な情報収集を行う層(メディア低関与層)に高い訴求を有する等、依然「頼りにされる」重要な情報源であり、広告媒体としても「ブランディング」「イメージ向上」等で高い評価。情報の信頼性や地域情報の発信主体として放送の役割は大きく、付加価値化・多様化が必要。

(3)信頼されるメディアとしての放送

- 第2章のフェイクニュースの広がり等を踏まえれば、信頼されるメディアを政策的に維持・発展させることにより、憲法が保障する国民の知る権利や表現の自由を実現することが求められる。また、放送事業者においても、自主自律を確保し、放送事業者自らが信頼される情報の提供を続けることにより、視聴者との紐帯、関係事業者との連携強化等の創意工夫による取組を進めるべき。

(4)諸外国の状況

- 諸外国においても、テレビによるニュースへの初期接触率が高い等、放送に対する信頼度が高い水準にある。例えば、英国では、テレビ、ラジオといった放送が、放送サービスとしても、オンラインでも最も多く利用されるメディアであり、その背景として、番組基準を遵守する放送のジャーナリズムへの信頼が特に高いとする分析がある。

2 考え方(案)

- 地上放送は、現行規制の下で、信頼される基幹メディアとして、国民・視聴者に対するナショナル・ミニマムである情報提供機能を果たしており、引き続き、社会的役割が確実に果たされていくことが必要である。
- とりわけ、ローカル局が担ってきた地域における情報発信・取材機能としての役割については、人口減少等の社会動態の変化を見極めつつ、国民の知る権利の確保、地方創生・地域振興といった観点からも、維持・発展を図っていくことが期待される。

1 現状

(1)地上放送用周波数の有効活用

- 地上デジタル放送については、SFN(Single Frequency Network)を最大限に活用した放送ネットワークが構築されるとともに、地理的に空いている周波数についてはホワイトスペースとして活用するなど、周波数の有効活用が図られているところであるが、放送の未来像を見据えた更なる有効活用に対する期待が持たれている。

(2)衛星放送用周波数の有効活用

- BS放送や東経110度CS放送といった衛星基幹放送については、衛星基幹放送の帯域の有効活用については、右旋帯域と左旋帯域の利用状況の非対称性を前提に別々に有効活用の在り方を検討することが求められる状況にある(詳細については「第2部(2)衛星放送の未来像」参照)。

(3)通信トラフィックの現状とネット配信に係る課題

- 放送番組のネット配信については、以下のような課題を解決していく必要がある。
 - ・ インターネットトラフィックについては、固定・モバイルともに年間約1.4倍で増加してきている。トラフィックのひっ迫に対応し、今後とも、ネットワークの処理能力を常に高めていくことが大きな課題となっている。このように、トラフィックが年々ひっ迫しつつある状況の中で、動画配信、特に4Kコンテンツ等の大容量の同時配信については、ネットワークの処理能力との関係、機器増設等の投資コストを誰がどのように負担するのかといった観点から、費用対効果を考慮した持続可能なサービス提供のあり方等が大きな課題となっている。
 - ・ セキュリティについても、不正アクセスやウィルス感染等の脅威が規模と深刻さを増しており、通信事業者に加えて、放送事業者や端末メーカー等の関係者が協働し、包括的な対応を取ることが求められる状況にある。
 - ・ ブロードバンドの普及そのものについても、FTTHの世帯加入率は全国平均で約51%であり、都道府県、地域毎に大きな格差が存在しているのが現状であり、地上デジタル放送とブロードバンドの違いに留意が必要。

2 考え方(案)

- 放送用周波数について、放送サービスの高度化やホワイトスペースの一層の利用拡大などの更なる有効利用に向けた技術的方策に関する検討が求められている。
- 放送と通信の技術的特性を踏まえると、当面は放送波による伝送を中心としつつ、将来的には、放送サービスの様々なニーズの多様化に応じて、FTTH、5G、クラウド等の多様なインフラを用いた、柔軟かつ強靱な放送ネットワークの構築・運用が将来的に求められる。
- 上記のような多様なネットワークを前提として、セキュリティの確保を含め、技術面、サービス面等の課題に対応するため、放送・通信事業者、その他関係者が連携・検討を行うことが考えられる。

1. 基本的な考え方

- IoT/ビッグデータ/AIの活用により、あらゆる人と物がつながり、新たな価値を生み出す「Society 5.0」の到来により、**大きな社会変革がもたらされることを見据えれば**、社会を映し出すことにより社会を支えてきた**放送のあり方についても、中長期的な視点に立った検討**が求められる。
- 具体的には、放送と通信の更なる融合や国民・視聴者の価値の多様化等を踏まえ、**放送事業者も、①伝送路、②端末、③ユーザ(インターフェース、利用シーン等)、④ビジネスモデルといった様々な「多様化」**に向き合い、これらに柔軟に対応していくことにより、放送事業において大胆な変革を行っていくことが重要である。
- 多種多様な価値観が交錯する「Society 5.0」の到来を見据えた時、**真に議論すべき社会的課題を示す(議題提起機能)とともに、主権者である国民に政治・行政のあり方を伝達することにより自身の立ち位置を知らせる(世論認知機能)**という**放送の社会的役割**は、ますます重要となる。こうした点を踏まえ、**中長期的観点から、放送が、政治・行政のあり方を含む環境変化に対応し、民主主義の基盤としての役割を適切に果たしていけるようにしていくことが重要**である。

2. 中長期的な観点からの放送サービスの将来イメージの例

- 上記1で示した基本的な考え方に基づき、**中長期的な視点に立った放送サービスの未来像**としては、例えば、以下のようなイメージが考えられ、**このようなサービスイメージを念頭に置いて課題を抽出し、検討を進めていくことが望ましいもの**と考えられる。

将来イメージ①

【没入感の高いエンターテイメント】

「**臨場感**」:大画面・高画質により、五感を通じたリアルな視聴体験を実現。

「**双方向**」:画面上で番組の疑似体験、ゲームへの参加等を可能に。

「**対話**」:テレビ内蔵のAIや他の視聴者と感想等のやりとりを表示。

「**カスタマイズ**」:
視聴履歴及び視聴者に属性に基づくコンテンツを提供。

将来イメージ②

【様々なビジネスに利用されるテレビ】

「**ショッピング**」:店舗で実際に商品を手にするかのような購買体験を提供。

「**ウェルネス**」:バイタル情報との連携による健康番組の提供、健康に関する助言。

「**広告**」:視聴履歴により視聴者の嗜好にカスタマイズされた広告を配信。

「**疑似体験**」:紀行番組を通じて遠隔地の友人と旅行の疑似体験が可能に。

将来イメージ③

【地域／くらしとテレビの在り方の変化】

「**防災**」:視聴者の属性(住所等)に応じて避難経路や気象情報等の基礎情報を提供。

「**見守り**」:高齢者の周辺にあるカメラやバイタルデータの収集等を通じ、高齢者や要介護者等の症状や異常行動を遠隔地からチェック。

「**生活支援**」:情報家電(冷蔵庫)と連動して、テレビを通じて生鮮食料品の購入が可能になる等、番組と生活がリアルタイムに連動。

3. 検討が必要となる主な課題

- 上記の大胆な変革を実現するためには、放送の未来像を確かに見通す視点の確立と新たなビジネスモデルの構築等に向けて、相当の準備期間が必要となることから、まずは、放送事業者を含む関係者が、以下の項目について中長期も視野に入れて認識を共有し、技術的対応等について可能な限りスケジュールを明確化した上で、項目ごとに必要となる具体的な取組を段階的に進めていくことが必要である。

(1) 技術面の課題(更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応)

- 中長期的視点に立って、地上放送、衛星放送等の各メディアについて、放送用周波数の更なる有効活用に資する取組として、研究開発、国際標準化、技術規格の見直しや新たな伝送技術への転換といった一連の方策について検討することが適当である。その際、特にあまねく受信されるメディアであり、社会的影響力が非常に大きい地上放送は、ひとたび技術規格を定めると、相当期間にわたり変更が困難である一方、急速な技術革新やグローバル環境の変化等に適切に対応する必要がある点に留意が必要である。
- また、周波数の有効活用は、放送用周波数の有効活用という視点だけではなく、周波数全体での有効活用を図るという視点も重要であり、全体のバランスの中で考えられるべきものである。すなわち、各サービスの利用ニーズ、目的や技術などについて、その周波数帯の特性や利用状況と合致し、その後の利用が適切に進展することが見込まれるかなどの観点も含めて検討を行うことが必要である。このため、放送用周波数の有効活用を検討するにあたっては、他の周波数帯を含めた電波に関する社会ニーズや技術・サービスなどの動向も注視しつつ行われることが必要である。

(2) ネットワーク面の課題(将来に向けたネットワークの大きな変革への対応)

- 将来的なネットワークの更なる発展の可能性を考慮すると、中長期的には、既存の放送波による伝送に加え、FTTHやモバイル等の有効活用を含むネットワークの大きな変革について、適切に対応していく必要がある。その際、コスト面での妥当性の検討に加え、現在の放送サービスへの信頼性の確保、サービス多様化へのニーズへの対応といった点に留意し、柔軟かつセキュアなネットワークの実現を図るとともに、急速な技術革新への対応についても考慮する必要がある。

(3) サービス面の課題(サービスの高度化・高精細化、ネットとの本格的な連携の進展)

- サービスの高度化の観点から、放送と通信の融合等に関する将来のサービス動向を見通すことが重要となる。さらに、視聴ニーズや視聴環境の変化を踏まえた放送サービスの一層の高度化・高精細化についての視点も、極めて重要である。
- 周波数の有効活用にも大きな影響を与えうる地上4Kの実施の是非及び実施する場合のスケジュールや課題に関する考え方の整理、サービス高度化に必要な周波数資源の確保方策も視野に入れたスケジュールの明確化について、今後の検討が待たれる。加えて、放送番組のネット配信等、ネットとの連携が進展する中で、将来的に、放送と通信による独創的な融合サービスの本格展開を促進するとともに、放送コンテンツの一層の海外展開を含めた我が国コンテンツ産業の一層の活性化に向けて、取組みを進めていくことが重要である。

(4) 地方を含む情報提供体制の確保

- 「Society 5.0」時代を見据え、広く国民・視聴者に対し、政治・行政のあり方を含めた社会の現状を正確・公正に伝えるという、放送の社会的役割はますます重要であり、今後とも維持・発展させていくことが大きな課題となる。
- とりわけ人口減少等の影響を大きく受ける地方においては、全体の広告収入が伸び悩む中で、地域情報の主要な担い手であるローカル局の経営基盤の強化を図っていく必要がある。

第6章3. で示された中長期的な課題を解決するため、当面求められる対応として、それぞれの項目毎に、以下に挙げた具体的施策を推進していくことが適当である。その際、各施策のスケジュールに基づいて進めていくことが適当のため、当面の目標としての「アクションプラン」を別添のとおり定める。

1. 更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応

〔具体的施策〕

- (1) 地上放送については、放送の未来像を見据えた**放送サービスの高度化やホワイトスペースの一層の利用拡大等の放送用周波数の更なる有効活用に向けた技術的な調査の実施**について検討する。
具体的には、新たな放送サービスとして、地上4K放送や高度な放送・通信融合サービスの将来的な実現も視野に入れ、**周波数利用効率の更なる向上や画像圧縮技術及び伝送方式の高度化等に資する技術開発に関し、実フィールドでの検証等を含めた検討・調査**を行う。また、ホワイトスペースの一層の利用拡大については、現行の無線システム間の共用状況の調査を行うとともに、**ホワイトスペースのより柔軟な利用が可能となる共用条件の検討を行い、将来的な利用拡大の実現に向けた技術的検討**を行う。
- (2) 衛星放送、特に基幹放送であるBS放送及び東経110度CS放送については、**帯域利用がひっ迫状況にある右旋帯域と受信環境の相違等により利用可能枠が埋まっていない左旋帯域の非対称性に着目した対応が求められる**。
具体的には、右旋帯域において、総務大臣が認定を更新する際に、地上放送と異なり、帯域の有効活用に係る事項が審査項目となっていない点を踏まえ、衛星基幹放送事業者による**帯域の利用状況を検証し、総務大臣が指定する帯域について、有効活用が担保できる水準とするための認定の仕組みの構築**及び当該基準の設定に関する制度整備を行う。
(詳細については「第2部(2)衛星放送の未来像」参照)。
- (3) V-High帯域(207.5MHz～222MHz)については、現在、サービス提供を行う事業者が存在しておらず、**総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、新たなサービスの実現に資する実験試験局等の制度も活用しつつ、放送・通信融合時代に対応した新たなサービスが柔軟かつ早期に開始できる提案かどうか**といった観点から総務省において公開でヒアリングを行う等、割当てに向けた検討を加速する。

2. 将来に向けたネットワークの大きな変革への対応

〔具体的施策〕

放送番組の同時配信のネットワーク運用に係る課題をはじめ、放送と通信にまたがる技術的課題の解決を図るため、情報通信審議会における同時配信に関する技術的な議論も踏まえ、関連する既存の取組にも留意しながら、主に、放送、通信インフラ、クラウド等の関係者から構成される連絡協議の場を設置するなど、情報共有や課題検討を行う体制を整備する。

3. サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展

〔具体的施策〕

(1) コンテンツ産業の活性化に向けた取組

① 人材育成

ローカル局を含めた放送事業者において、国際共同制作や海外バイヤーとの交渉、地域経済に裨益する番組制作の企画・立案といった業務を担うことのできる人材の育成に向けた支援を強化する。

② 多面的な制作支援

放送コンテンツの海外展開について、他産業や自治体等との協働等による国際共同制作への支援、成功事例や海外で受容されるコンテンツ制作ノウハウの共有など、コンテンツ制作への多面的な支援を展開する。

③ グローバル展開支援

海外進出に必要な情報の調査・共有、海外バイヤーとの接点の構築・維持や新興市場の開拓に対する支援、日本の放送コンテンツの魅力を海外バイヤーに訴求するノウハウの共有など、グローバル市場進出への支援を展開する。

④ 放送コンテンツの海外展開のための基盤の整備支援

上記の支援の展開・強化のため、ローカル局を含めた放送事業者が、多様なコンテンツを共同で継続的に海外に発信するための基盤の整備を支援することを検討する。

⑤ 権利処理の円滑化

放送事業者による放送番組のネット配信については、情報通信審議会における検討の結果を踏まえ、関係者と連携し、権利処理の円滑化に資する取組を引き続き実施する。

(2) 放送・通信融合サービスの更なる推進に向けた取組

① 視聴データの活用

情報通信審議会における検討の結果を踏まえ、放送・通信の融合時代に相応しい視聴関連データ等のビッグデータの適正な利活用の促進に向けて、放送事業者や放送事業者以外の関連事業者、地方公共団体等が連携する実証実験の実施や取扱いルールの策定といった環境整備を進める。

② 新たな映像配信等の実現

高精細映像等の大容量データの効率的な配信と高品質なサービスの視聴を可能とするため、多様なネットワークをダイナミックに組み合わせた新たな配信方式の実現等に向けて、民間事業者の取組を支援する。

4. 地方を含む情報提供体制の確保

〔具体的施策〕

(1) ローカル局の経営基盤強化に関する検討

地上放送のデジタル化に伴って整備した中継局の更新を見据え、特にローカル局における設備の維持が課題となる中で、ローカル局による設備の高度化の推進やローカル局の経営基盤強化のあり方について、さらなる検討を行うことが適当である。

(2) 地域における情報発信の強化

ネットワーク維持の観点から、放送の補完として、有線ネットワークの活用や難視聴地域における共聴施設の整備等に係る支援策やホワイトスペースの一層の有効活用等を通じた地域の情報発信強化に向けた取組を進める。

(3) 地域に根ざした番組づくり

地域毎のニーズに応えた放送の地域性を確保し、国民の知る権利の確保に貢献する等の観点からは、ローカル局による地域に根ざした番組が可能な限り多く提供されるような環境づくりが必要である。

取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度以降
<h2>1 更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応</h2> <ul style="list-style-type: none"> 地上放送に係る新たな技術の導入等の調査・検討(技術試験事務)の実施 衛星放送に係る帯域の有効活用に向けた仕組みの構築 V-High帯域に係る通信・放送融合時代に対応した新たなサービスの導入 	<p>地上4K・8Kに係る研究開発</p> <p>衛星基幹放送事業者による帯域の利用を検証する等の仕組みの構築に係る制度整備</p> <p>BS右旋における一部既存事業者の自主的帯域縮減に伴う新たな公募・認定・新たな放送開始</p> <p>衛星放送受信環境整備事業(中間周波数漏洩対策補助事業)</p> <p>BS左旋及び東経110度CS左旋におけるトランスポンダの追加割当について検討</p> <p>一定の結論</p> <p>提案募集等を踏まえた割当てに係る方針の検討</p>	<p>新たな放送サービスの実現やホワイトスペースの一層の利用拡大に関する調査・検討(技術試験事務)</p> <p>BS左旋及び東経110度CS左旋におけるトランスポンダの追加割当について検討</p> <p>放送と通信を融合したサービスについて、実験試験局の試験結果も活用し、実用化すべきシステムを特定</p>		<p>割当てに向けた制度整備を実施</p>
<h2>2 将来に向けたネットワークの大きな変革への対応</h2> <ul style="list-style-type: none"> 通信・放送にまたがる技術的課題の解決に向けた関係者による連絡協議の場の設置 		<p>放送、通信インフラ、クラウド等の関係者からなる連絡協議会において、同時配信に係る技術的課題を検討</p>		<p>東京オリ・パラの経験も踏まえ、あり方を検討</p>

取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度以降
<p>3 サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展</p> <p>(1)コンテンツ産業の活性化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成 多面的な制作支援 グローバル展開支援 基盤の整備支援検討 <p>(2)放送・通信融合サービスの更なる推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 視聴データの活用 新たな映像配信等の実現 	<p>海外展開に係る人材育成</p> <p>コンテンツ制作への多面的な支援</p> <p>グローバル市場への進出支援</p>	<p>放送コンテンツを共同で海外に展開する基盤の整備を支援することを検討</p> <p>データ取得におけるUIやデータ形式の在り方に関する検討</p> <p>地域におけるデータ利活用モデルの検討</p> <p>複数の放送事業者による配信実証事業の実施</p>	<p>放送コンテンツの海外展開の一層の拡大</p> <p>各種サービスの本格展開</p>	<p>放送コンテンツの海外展開の一層の拡大</p>
<p>4 地方を含む情報提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ローカル局の経営基盤強化に関する検討 地方における情報発信の強化 地域に根ざした番組づくり 	<p>ローカル局の経営基盤の強化のあり方について検討</p>	<p>一定の結論</p>	<p>検討結果も踏まえ、必要な支援策について具体化</p>	<p>検討結果も踏まえ、必要な支援策について具体化</p>

第2部(2) 衛星放送の未来像

衛星放送の未来像に関するワーキンググループ

○ 帯域の有効活用に関する議論の背景と方向性

- 規制改革推進会議第2次答申において、「総務省は、放送事業の未来像を見据え、放送用に割り当てられている帯域について、周波数の有効活用などにつき(中略)、検討を行う」旨、提言。
- BS放送及び東経110度CS放送の右旋帯域における逼迫状況を踏まえれば、帯域が有効活用されているか否かを検証することが必要。
- 他方で、左旋帯域については、受信環境の相違から、公募を行ったにも関わらず利用可能枠が全ては埋まらず、今後更に利用可能な帯域が拡充される見込みであることも踏まえれば、右旋帯域とは別の意味で有効活用が進んでいない状況。
- 帯域の有効活用については、右旋と左旋の利用状況の非対称性を前提に、右旋は効率的利用の観点から、左旋は利用促進の観点から、それぞれ有効活用のあり方を検討。

○ 効率的利用の観点からの右旋帯域の有効活用

- 現在の制度では、衛星基幹放送（BS放送及び東経110度CS放送）の帯域の有効活用に関しては、新規参入、認定の更新いずれに際しても審査項目とされていない。
- 新規参入に関する認定、5年ごとの認定の更新いずれについても、帯域の有効活用を検証し、有効活用が見込まれない場合には、総務大臣が指定する帯域を有効活用が担保できる水準とする仕組みを法制度上明確に位置付けることが望ましい。
- 検証の基準の検討に当たっては、①客観的かつ定量的な基準とすること、②活用する技術等やビジネスモデルの違いを踏まえ、ある程度幅を持たせた柔軟なものであること、③技術の進展等を踏まえて、定期的に見直すこと、が必要。

- 右旋帯域の利用方策における基本方針については、
 - ・ 利用可能な帯域が生じた場合には、原則として、新規参入によるコンテンツの多様化を優先。
 - ・ 2 Kから4 K・8 Kへの移行について、適切なタイミングで関係者間で検討を開始。
- 帯域再編のコストについては、基本的には原因者・受益者負担が妥当と考えられるが、国の政策による再編成など、一定の場合には費用の一部を国が負担することを検討。

○ 利用促進の観点からの左旋帯域の有効活用

- 左旋帯域の受信環境の問題は、一朝一夕に解決する問題ではなく、多様なメディアを活用したプロモーションを行うなど地道な努力が必要であり、行政においてもこうした取組をサポートすることが必要。
- 具体的な方策としては、
 - ・ ケーブルテレビの再放送により、左旋帯域への新規参入障壁を緩和し、更に新たな参入意欲を喚起するという好循環モデルが期待。ケーブルテレビ事業者等に発生する伝送路等インフラの高度化等の負担については、行政として必要な支援策を講じることが適当。
 - ・ 視聴者の視聴意欲を高めるためには、コンテンツの充実が不可欠。放送と通信が融合・連動したコンテンツに関する試行的な取組など、新たなコンテンツの展開が普及に貢献することも考えられる。
 - ・ 右旋帯域に参入を予定している事業者についても、新4 K 8 K衛星放送全体を牽引していく観点から、ピュア4 K番組の比率を高めるなど、コンテンツに関する一層の取組が期待される。